

改正の背景

全域放出方式の二酸化炭素消火設備の放出により死亡事故が相次いで発生したことを踏まえ、事故の再発防止のため、二酸化炭素消火設備の技術上の基準が見直されました。



改正内容

1 消防設備士等による点検

全域放出方式の二酸化炭素消火設備が設置されている防火対象物は、消防設備士または消防設備点検資格者による点検が必要な防火対象物として新たに定められました。



2 技術上の基準

全域放出方式の二酸化炭素消火設備に関し、次の技術上の基準が追加されました。

- (1) 起動用ガス容器を設置すること
- (2) 起動装置に消火剤の放出を停止する旨の信号を制御盤へ発信するための緊急停止装置を設置すること
- (3) 自動式の起動装置にあっては、二以上の火災信号により起動すること
- (4) 常時人がいない防火対象物であっても、自動式の起動装置を設けた場合は、音声による音響装置を設置すること
- (5) 集合管または操作管に閉止弁を設置すること
- (6) 二酸化炭素の危険性等に関する標識を設置すること
- (7) 工事、整備、点検等で防護区画内に立入る場合は、閉止弁を閉止し、自動手動切替え装置は手動状態を維持すること
- (8) 消火剤が放出された場合は立入制限すること
- (9) 制御盤の付近に設備の構造や工事、整備、点検時にとるべき措置の具体的内容と手順を定めた図書を備えておくこと

※ (5)から(9)までの基準は、既に防火対象物に設置されている二酸化炭素消火設備に対しても適用されるため、令和5年3月31日までに措置を講じなければなりません。ただし、(5)の基準については、令和6年3月31日までに措置を講じるよう経過措置期間が設けられています。

